

# 別紙 1

## ○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成二十四年七月一日から適用する。

なお、平成二十三年総務省告示第二百三十一号（電波法施行規則第七条第四号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、平成二十四年〇月〇〇日限り廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 川端 達夫

周波数の範囲(注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力(注2)	備考
55.902MHz から 55.918MHz まで	東海総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	50W以下	
66.2MHz から 66.5MHz まで	関東総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	10W以下	
	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	10W以下	
	中国総合通信	平成24年7月1日から	10W以下	

	局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで		
	四国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	10W以下	
72.54MHz から 72.66MHz まで	中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHz から 73.65MHz まで	信越総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	10W以下	
	近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	10W以下	
	中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	10W以下	
	四国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	10W以下	
143MHz から 143.21MHz まで	東北総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県を除く。

	北陸総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
146.202MHzから 146.218MHzまで	東海総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
146.95MHzから 147.21MHzまで	東北総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県を除く。
	中国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
147.82MHzから	信越総合通信	平成24年7月1日から	10W以下	

147.86MHz z まで	局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで		
	四国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	10W以下	
150.502MHz z から 150.518MHz z まで	北海道総合通 信局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	0.05W以下	
150.842MHz z から 150.858MHz z まで	四国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
151.022MHz z から 151.038MHz z まで	東北総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
151.862MHz z から 151.878MHz z まで	東北総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	50W以下	
	関東総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	50W以下	

	信越総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	50W以下	
	北陸総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	50W以下	
	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	50W以下	
151.902MHzから 151.918MHzまで	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	25W以下	
152.382MHzから 152.398MHzまで	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	25W以下	
152.522MHzから 152.538MHzまで	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
154.222MHzから	近畿総合通信	平成24年7月1日から	25W以下	陸上での使用に限る。

154.238MHz z まで	局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで		
154.402MHz z から 154.418MHz z まで	北海道総合通 信局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	0.05W以下	陸上での使用に限る。
161.2MHz z から 161.28MHz z まで	北陸総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
164.67MHz z から 164.78MHz z まで	中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	10W以下	
259.8MHz z から 259.9MHz z まで	近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
268.8MHz z から 268.9MHz z まで	近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
278.2MHz z から 278.7MHz z まで	九州総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 26 年 6 月 30 日まで	10W以下	

282.0375MHz から 283.1625MHz まで	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	10W以下	
341.488MHz から 341.512MHz まで	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成26年6月30日まで	5.6W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 357.988MHz から 358.012MHz までの周波 数帯と対とする。
342.16875MHz から 342.20225MHz まで	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 358.66875MHz から 358.70225MHz までの 周波数帯と対とする。
351.85MHz から 352.1MHz まで	関東総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成27年6月30日まで	10W以下	
357.988MHz から 358.012MHz まで	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成26年6月30日まで	5.6W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 341.488MHz から 341.512MHz までの周波 数帯と対とする。
358.66875MHz から	近畿総合通信	平成24年7月1日から	1W以下	陸上での使用に限る。

358.70225MHz まで	局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで		二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 342.16875MHz から 342.20225MHz までの 周波数帯と対とする。
368.24MHz から 368.56MHz まで	近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	1W 以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 386.24MHz から 386.56MHz までの周波数 帯と対とする。
381.356MHz から 381.644MHz まで	東海総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 27 年 6 月 30 日まで	10W 以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 397.756MHz から 398.044MHz までの周波 数帯と対とする。
386.24MHz から 386.56MHz まで	近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	1W 以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 368.24MHz から 368.56MHz までの周波数 帯と対とする。
397.756MHz から 398.044MHz まで	東海総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 27 年 6 月 30 日まで	10W 以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 381.356MHz から 381.644MHz までの周波 数帯と対とする。

411.935MHz から 411.985MHz まで	関東総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
412.345MHz から 413.6MHz まで	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
415.8MHz から 416.9MHz まで	中国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。  二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 460.3MHz から 461.4MHz までの周波数帯 と対とする。
426.9MHz から 427.5MHz まで	東海総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	10W以下	陸上及びその上空での使用に限る。
428MHz から 428.4MHz まで	東北総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信	平成24年7月1日から	5W以下	陸上での使用に限る。

	局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで		
	近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	5 W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	5 W以下	陸上での使用に限る。
450.175MHz から 450.2375MHz まで	信越総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	5 W以下	
460.025MHz から 461.475MHz まで	九州総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	10W以下	
460.3MHz から 461.4MHz まで	中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数帯の使用は、

				415.8MHz から 416.9MHz までの周波数帯と対とする。
1982MHz から 2010MHz まで	近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	1W 以下	陸上での使用に限る。
2000MHz から 2005MHz まで	中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	30W 以下	陸上での使用に限る。
5100MHz から 5120MHz まで	東北総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	1W 以下	
	近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	1W 以下	
5100MHz から 5140MHz まで	信越総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	1W 以下	
	北陸総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	1W 以下	
	東海総合通信	平成 24 年 7 月 1 日から	1W 以下	

	局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで		
	中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
12.8GHz から 12.95GHz まで	北海道総合通 信局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東北総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	関東総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	信越総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	

	北陸総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	沖縄総合通信 事務所管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
15.5GHzから	近畿総合通信	平成24年7月1日から	1W以下	

15.6GHzまで	局管内	平成28年6月30日まで		
	中国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	福岡県及び長崎県を除く。
17.1GHzから 17.25GHzまで	北海道総合通 信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	関東総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	信越総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	

	北陸総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	沖縄総合通信 事務所管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
19.52GHzから	北海道総合通	平成24年7月1日から	1W以下	

19.58GHzまで	信局管内	平成25年6月30日まで		
	近畿総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成27年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成27年6月30日まで	1W以下	
19.7GHzから 19.75GHzまで	信越総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成27年6月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	

21.4GHzから 21.45GHzまで	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
21.4GHzから 21.5GHzまで	関東総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	信越総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
21.45GHzから	北海道総合通	平成24年7月1日から	1W以下	

21.5GHzまで	信局管内	平成25年6月30日まで		
	東北総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信 事務所管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
21.7GHzから 22GHzまで	北海道総合通 信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	関東総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	信越総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	

	北陸総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	1W以下	
	沖縄総合通信 事務所管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
25.87GHzから	近畿総合通信	平成24年7月1日から	0.1W以下	

25.945GHzまで	局管内	平成27年6月30日まで		
26.725GHzから	北陸総合通信	平成24年7月1日から	1W以下	
26.735GHzまで	局管内	平成25年6月30日まで		
	近畿総合通信	平成24年7月1日から	0.1W以下	
	局管内	平成27年6月30日まで		
	中国総合通信	平成24年7月1日から	1W以下	
27GHzから	局管内	平成25年6月30日まで		
	四国総合通信	平成24年7月1日から	1W以下	
	局管内	平成25年6月30日まで		
27.01GHzまで	北海道総合通信	平成24年7月1日から	1W以下	
	局管内	平成25年6月30日まで		
	信越総合通信	平成24年7月1日から	1W以下	
	局管内	平成25年6月30日まで		
	北陸総合通信	平成24年7月1日から	1W以下	
	局管内	平成25年6月30日まで		

	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
31.05GHzから 31.2GHzまで	北陸総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	
32.05GHzから 33.25GHzまで	北海道総合通 信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	1W以下	恵庭市及び千歳市を除く。
	東北総合通信	平成24年7月1日から	1W以下	

局管内	平成 25 年 6 月 30 日まで		
北陸総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
東海総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	静岡県を除く。
近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
四国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
九州総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
沖縄総合通信 事務所管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	

38.06GHzから 38.12GHzまで	北海道総合通 信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 39.06GHzから39.12GHzまでの周波数帯 と対とする。
	信越総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 39.06GHzから39.12GHzまでの周波数帯 と対とする。
	北陸総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 39.06GHzから39.12GHzまでの周波数帯 と対とする。
	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 39.06GHzから39.12GHzまでの周波数帯 と対とする。
	中国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 39.06GHzから39.12GHzまでの周波数帯 と対とする。

	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 39.06GHzから39.12GHzまでの周波数帯 と対とする。
	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 39.06GHzから39.12GHzまでの周波数帯 と対とする。
39.06GHzから 39.12GHzまで	北海道総合通 信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 38.06GHzから38.12GHzまでの周波数帯 と対とする。
	信越総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 38.06GHzから38.12GHzまでの周波数帯 と対とする。
	北陸総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 38.06GHzから38.12GHzまでの周波数帯 と対とする。

	近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 38.06GHzから38.12GHzまでの周波数帯 と対とする。
	中国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 38.06GHzから38.12GHzまでの周波数帯 と対とする。
	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 38.06GHzから38.12GHzまでの周波数帯 と対とする。
	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、 38.06GHzから38.12GHzまでの周波数帯 と対とする。
39.625GHzから 40.375GHzまで	北海道総合通 信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信	平成24年7月1日から	0.1W以下	

局管内	平成 25 年 6 月 30 日まで		
関東総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
北陸総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
東海総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
四国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
九州総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	

	沖縄総合通信 事務所管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	
42GHzから 42.5GHzまで	北海道総合通 信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力 は5W以下に限る。）	陸上での使用に限る。
	東北総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力 は5W以下に限る。）	陸上での使用に限る。 岩手県を除く。
	関東総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力 は5W以下に限る。）	陸上での使用に限る。 東京都小笠原村を除く。
	信越総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力 は5W以下に限る。）	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力 は5W以下に限る。）	陸上での使用に限る。
	東海総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力 は5W以下に限る。）	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信	平成24年7月1日から	2000W以下（空中線電力	陸上での使用に限る。

	局管内	平成 25 年 6 月 30 日まで	は 5 W 以下に限る。)	
	中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	陸上での使用に限る。
	四国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	陸上での使用に限る。
	九州総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	陸上での使用に限る。 鹿児島県を除く。
44.1GHz から 44.8GHz まで	北海道総合通 信局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	
	東北総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	
	関東総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	山梨県を除く。
	信越総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	

	北陸総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）	
	東海総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）	
	近畿総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）	
	中国総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）	
	四国総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）	
	九州総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）	鹿児島県薩南諸島を除く。
45.5GHzから 47GHzまで	北海道総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）	
	東北総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）	

局管内	平成 25 年 6 月 30 日まで	は 5 W 以下に限る。)	
関東総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	
信越総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	
北陸総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	
東海総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	
近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	
中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	
四国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	2000W 以下 (空中線電力 は 5 W 以下に限る。)	

	九州総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）	
	沖縄総合通信事務所管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）	
48.4GHzから 48.7GHzまで	北海道総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信	平成24年7月1日から	0.1W以下	

	局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで		
	近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	中国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信 事務所管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
49.3GHz から 49.8GHz まで	北海道総合通 信局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東北総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	

関東総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	0.1W以下	
信越総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	0.1W以下	
北陸総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	0.1W以下	
東海総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	0.1W以下	
近畿総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	0.1W以下	
中国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	0.1W以下	
四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	0.1W以下	
九州総合通信	平成24年7月1日から	0.1W以下	

	局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで		
	沖縄総合通信 事務所管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
51.35GHz から 52.35GHz まで	北海道総合通 信局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東北総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	信越総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東海総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信 局管内	平成 24 年 7 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	

	中国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成29年6月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信 事務所管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	
66GHzから 67GHzまで	信越総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成26年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成24年7月1日から 平成27年6月30日まで	0.1W以下	
92GHzから	四国総合通信	平成24年7月1日から	0.1W以下	

94.4GHzまで	局管内	平成25年6月30日まで		
	九州総合通信	平成24年7月1日から	0.1W以下	
	局管内	平成29年6月30日まで		
95GHzから 100GHzまで	四国総合通信	平成24年7月1日から	0.1W以下	
	局管内	平成25年6月30日まで		
	九州総合通信	平成24年7月1日から	0.1W以下	
	局管内	平成29年6月30日まで		

注1 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

注2 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。